

■狩猟目的で入林される皆様へ（平成28年度）

国有林野には、可猟期間であっても、山菜取りなどの森林レクリエーション、伐採作業、林道工事、治山工事等のために多くの方が入林しています。このような方々の安全を確保し、狩猟に起因する事故を未然に防止するために、北海道の国有林野では狩猟の入林規制を行っています。

規制を遵守しないと重大事故につながりかねず大変危険です。銃猟入林禁止区域図で規制の内容を確認し必ず遵守していただきますようお願いします。

1 全道国有林野を対象とした一括入林承認

- (1) 全道国有林野を対象とした一括入林承認は、エゾシカの可猟期間における「銃猟」による入林を対象に、北海道森林管理局管内24森林管理（支）署を対象に実施します。**銃猟以外の猟法（罾など）により狩猟を行う場合は、森林管理（支）署ごとの手続きが必要となります。**

なお、今年度よりエゾシカ以外の鳥獣に係る狩猟入林も、エゾシカ可猟期間内で、かつ、法令等で定められた鳥獣ごとの可猟期間内等一定の条件のもとでできるようになりました。

- (2) この一括入林承認の手続きにおいては、札幌市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市及び八雲町で開催される全道一括入林承認合同説明会（共催：北海道、北海道猟友会、北海道森林管理局、以下「説明会」という。）に必ず申請代表者等が参加していただき、当日、申請代表者等の方に申請者全員の銃猟入林承認証と車両入林承認を配付します。

これらを申請代表者等の方から申請者全員に配付するとともに、説明会での注意事項等を確実に申請者全員に伝達していただくことを要件としています。

平成28年度は、北海道猟友会の協力により、猟友会会員のハンターの皆様につきましては、申請書の受付や銃猟入林禁止区域図等の配布などは北海道猟友会が行っています。

猟友会会員以外のハンターの皆様につきましては、北海道森林管理局で受付等を行い、**銃猟入林禁止区域図については、便宜上、説明会にて一部を申請代表者の方に配布しています。**

- (3) 一括入林承認を受けますと全道国有林野に入林することができますが、説明会において、**入林を希望しなかった地区への入林については、事前に入林予定の区域を管轄する森林管理（支）署の銃猟入林禁止区域図をホームページから必ず各自で入手され、銃猟における安全を確保する観点から留意事項等もありますので管轄する森林管理（支）署へご連絡いただき、入林禁止区域等を確認のうえ銃猟入林承認証等を携行し入林して下さい。**

注）森林管理（支）署の所在、電話番号、管轄区域等は「森林管理（支）署の所在、管轄区域等一覧（平成28年度）」をご覧ください。

2 エゾシカ可猟期間について

各振興局（市町村）管内、本年度のエゾシカの可猟期間は次のとおりです。

なお、北海道におけるエゾシカ以外の狩猟鳥獣の狩猟期間は、10月1日～1月31日となっています。

- 10月 1日～3月31日：空知（管内全市町）、石狩（管内全市町村）、後志（管内全市町村）、胆振（室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町）、渡島（管内全市町）、檜山（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町）、上川（旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村（猟区を除く）、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町）、留萌（管内全市町村）、宗谷（管内全市町村）、オホーツク（網走市、美幌町、斜里町（一部を除く）、小清水町、佐呂間町、湧別町、大空町）、釧路（釧路市、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）
- 10月 1日～1月31日：根室（中標津町、標津町、羅臼町）
- 10月22日～3月31日：日高（浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町）、上川（上川町）、オホーツク（清里町、遠軽町）

○10月22日～2月28日：胆振(むかわ町)、日高(日高町、平取町、新冠町)、オホーツク(北見市、紋別市、津別町、訓子府町、置戸町、滝上町、興部町、西興部村(猟区を除く)、雄武町)、十勝(帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、中札内村、更別町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町)

○10月22日～1月31日：十勝(新得町、豊頃町、浦幌町)、釧路(浜中町)、根室(根室市、別海町)

○9月15日～4月15日：上川(占冠村【猟区】)、オホーツク(西興部村【猟区】)

○オホーツク(斜里町一部)：捕獲効率向上と希少猛禽類への影響緩和を目的として、可猟期間に中断期間を設ける。10月1日～1月4日、1月18日～2月1日、2月15日～2月28日

3 森林管理(支)署の職員や狩猟巡視員等の指示、現地の案内掲示板等には必ず従って下さい。

4 「銃猟入林承認証」は、胸部等見やすいところに着用して下さい
「車輛入林承認」は、車外から見やすいフロント等に表示して下さい。

5 猟事故を防止するため、「入林禁止区域等の規制内容の遵守」(入林禁止区域図で規制を確認し必ず遵守して下さい。)・「矢先の安全確認」(銃を発射の際は、状況を確認し「ゆとりある狩猟」に努めて下さい。)・「獲物の確認」(獲物が見えない時は「人かもしれない」と考え銃を発射しないで下さい。)・「猟服に注意」(迷彩服を避け、目立つ色の安全ベスト等を必ず着用して下さい。)・「脱包の励行」(銃の発射直前までは銃弾を装てんすることなく、必ず銃弾を抜いておいて下さい。)の終了時の注意事項を必ず守り、狩猟事故の防止に努めて下さい。

6 地域住民や森林施業者からの苦情で、最も多いのは残滓の放置です。

残滓の放置は、鳥獣保護法の獲物の放置の禁止(第18条、違反者は30万円以下の罰金)にあたるとともに、廃棄物処理法の不法投棄(第16条、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。)にあたることから、適切に処理しなければならない事項です。

森林施業や山菜採りなどで山に入った人が残滓の近くを通ることで、ヒグマとの遭遇により、人身事故を引き起こす可能性があるとともに、人家近くに残滓を放置した場合、ヒグマを誘引する危険性があります。

また、空の薬きょうを含め、ゴミ等はすべて持ち帰って下さい。

7 通行止めをしているゲートの破壊、林道入口に設置している規制の破損、錠前の紛失等の行為が見られますが、これらの行為は法律違反です。国有林野内において、法令等を遵守しない者やマナーの悪い者については、入林を認めない等の厳しい措置を取らざるを得ないと考えています。マナーの向上等にご理解とご協力をお願いします。

8 銃猟入林禁止区域図に示された箇所以外であっても、臨時的に入林を規制する場合がありますので、現地の案内標識には十分注意して下さい。

9 国有林野内でのたき火は認めておりません。

10 森林の育成や植生保護のため、国有林野内でのスノーモビルや雪上車等の使用は認めておりません。

11 北海道森林管理局ホームページ「国有林への入林」で、年末年始及び日曜日等の入林禁止措置の解除状況や規制区域の変更等の情報を掲載しますのでご活用下さい

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/index.html>